

遊休農地解消の流れ（フロー）

利用状況調査（農地法第30条第1項）

現地調査の結果、遊休農地として判定

■ 判定基準：調査日時時点で草が膝丈以上であること。

利用意向調査（農地法第32条）

今後の農地の管理について地権者の意向を確認

今回

利用意向に基づき遊休農地を解消

自作・自分で担い手を探す

仲介を頼む（農林公社・農協）

実現する

実現しない

・農林公社が借り受ける
・J Aが仲介出来る

・農林公社が借り受けない
・J Aが仲介出来ない

解消

中間管理機構への
協議の勧告
（農地法第36条）

解消

・農林公社が
借り受ける

・農林公社が
借り受けない

解消

自らが耕作する
OR
担い手を探す

【留意事項】 ※必ず、利用意向調査書のご提出をお願いします。

以下のいずれかに該当する場合には、農地法第36条の規定に基づき農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告しますので、留意願います。

- (1) 自ら耕作する意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6ヵ月を経過した日においても、その農業上の利用の増進が図られていないとき（耕作していない場合）。
- (2) 自ら所有権の移転・賃貸借の設定を行う意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6ヵ月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われていないとき。
- (3) 農業上の利用を行う意思がないとき。
- (4) 本通知発出日から起算して6ヵ月を経過した日においても意思の表明がないとき。

なお、上記に該当する場合でも、正当の事由があるときは、この限りではありません。